（最後の頁）

注　意　事　項

1　労働安全衛生規則第55条に規定する健康診断を受けるときは、当該健康診断を行う所定の医療機関にこの手帳を提出し、所定の欄にその結果を記入してもらつて下さい。

2　次の場合には、あなたの住所を管轄する都道府県労働局長にこの手帳を添えて（ロの場合を除く。）その旨を届け出て必要な訂正又は再交付を受けて下さい。

イ　氏名又は住所を変更したとき

ロ　この手帳を失つたとき

ハ　この手帳を損傷したとき

3　この手帳は他人に譲つたり、貸したりしてはいけません。